

押収物の還付等公告、売却、廃棄及び県帰属の手続について（通達）

少年警察活動規程（平成19年埼玉県警察本部訓令第48号。以下「規程」という。）に規定する押収物の還付公告、売却、廃棄及び県帰属の手続を次のとおり定め、平成20年1月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

1 所掌区分

- (1) 押収物の還付等公告、売却及び廃棄手続並びに押収物の所有権の県への帰属手続については、警察署の生活安全課長、少年を担当する課長代理の置かれている警察署にあつては当該課長代理又は生活安全課長を置かない警察署にあつては生活安全係長（以下これらを「生活安全課長等」という。）の所掌とする。
- (2) 押収物の所有権の県への帰属後の事務処理については、警察署の会計課長（会計課長を置かない警察署にあつては会計係長）の所掌とする。

2 押収物の還付等公告及び還付等

- (1) 押収物の還付に関する公告及び交付又は複写に関する公告は、次に掲げる事項を警察署の掲示板に掲示することによって行うものとする。
 - ア 少年法（昭和23年法律第168号）第6条の5第2項の規定により公告する旨
 - イ 警察署の名称
 - ウ 事件名及び押収番号
 - エ 品名及び数量
 - オ 公告の初日及び末日の年月日
 - カ 交付すべき記録媒体に記録された電磁的記録の又は複写を許すべき電磁的記録を特定するに足りる事項
- (2) 交付又は複写に関する公告を行う場合には、前記(1)アからオまでに掲げる事項のほか、交付すべき記録媒体に記録された電磁的記録又は複写を許すべき電磁的記録を特定するに足りる事項も掲示するものとする。

- (3) 警察署長は、必要があるときは、押収の場所及び年月日並びに押収物の特徴を公告することができる。
- (4) 公告の期間は、14日間とすること。ただし、警察署長は、特に必要があるときは、これを延長することができる。
- (5) 公告したときから6か月以内に、押収物の還付を受けるべき者から当該押収物の還付の請求があったときは、当該還付を受けるべき者から警察署長宛ての還付請書（触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式訓令」という。）別記様式第16号）を徴し、還付すること。
- (6) 公告したときから6か月以内に、押収物の交付又は複写を受けるべき者から当該押収物の交付又は複写の請求があったときは、当該交付又は複写を受けるべき者から警察署長宛ての交付請書（様式訓令別記様式第16号の2）又は複写電磁的記録請書（様式訓令別記様式第16号の3）を徴し、交付し、又は複写すること。

3 押収物の売却及び廃棄

- (1) 押収物の売却予定価格については、古物商等の専門的知識を有する者の意見を聞いた上で決定すること。
- (2) 入札者への通知その他売却に要した費用は、売却代金から充当するものとする。ただし、物品の価格評価に係る手数料については、県費予算をもって執行するものとし、売却代金から充当しないこと。
- (3) 押収物の処分に当たっては可能な限り売却することとし、当初の売却予定価格を下回る場合であっても、みだりに廃棄しないこと。
- (4) 押収物を廃棄する場合は、適当な方法により確実に処分すること。
- (5) 売却し、又は廃棄したときは、速やかに、換価処分書（様式訓令別記様式第43号）又は廃棄処分書（様式訓令別記様式第42号）を作成し、証拠物件管理保存簿（証拠物件取扱保管要領（平成7年埼例規第57号・刑総・生安・交企・公一）別記様式第1号）に記載すること。

4 押収物の県帰属

- (1) 県に帰属することとなった保管押収物及び保管金の取扱いについては、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）によるものとする。
- (2) 保管押収物については、保管押収物県帰属調書（規程別記様式第10号）の作成日から起

算して15日以内に、売却し、又は廃棄すること。

- (3) 保管金については、保管金県帰属調書（規程別記様式第11号）の作成日に、歳入の手続をとること。

実施日

この通達は、平成20年1月1日から実施する。

実施日（平成24年8月27日少捜第478号）

この通達は、平成24年9月1日から実施する。

実施日（平成31年3月29日務第827号）

この通達は、平成31年4月1日から実施する。